

令和2年（2020年）8月19日  
8月定例教育委員会  
第26号議案関係資料

## 8月定例教育委員会 第26号議案関係資料

### （第26号議案）

滋賀県立特別支援学校高等部において令和3年度に使用する教科用図書の採択について

#### 資料1

「滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択の仕組み」  
「滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択の手続き」

#### 資料2

「(写) 令和3年度に使用する特別支援学校高等部教科用図書の採択に関する基本方針について（通知）」  
「滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択に関する基本方針」  
「(写) 令和3年度に使用する特別支援学校高等部教科用図書の採択に関する実施要項等について（送付）」  
「滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択に関わる実施要項」  
「県立特別支援学校高等部 教科用図書調査研究における観点」

#### 資料3

「令和3年度使用滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書選定委員会の状況」

#### 資料4

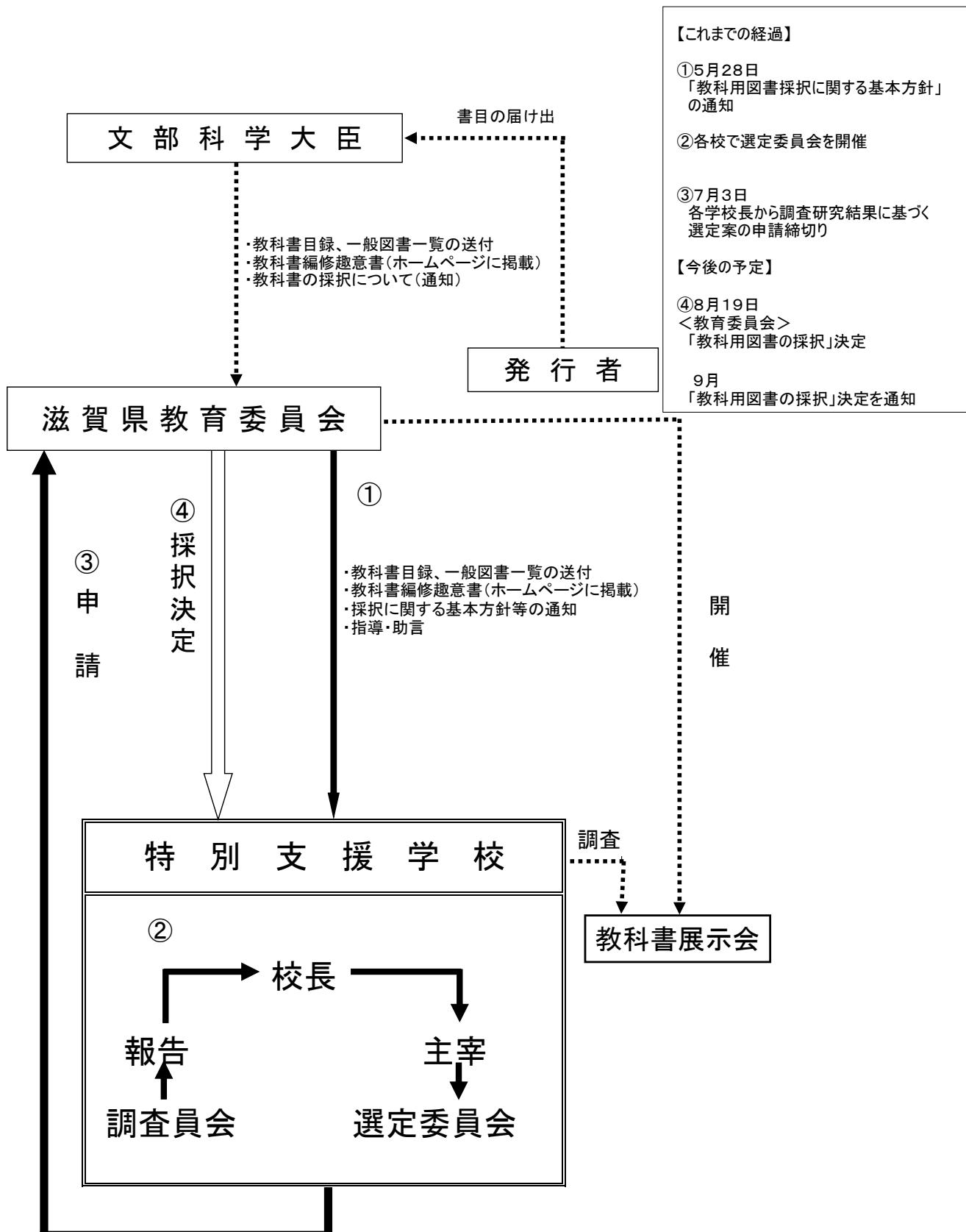
「教育課程の区分と対象となる生徒の目安」

#### 資料5

「令和3年度使用 滋賀県立特別支援学校高等部 学校別一覧」

## 資料 1-1

### 滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択の仕組み



## 資料 1－2

### 滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択の手続き

- 1 県教育委員会は、
- 滋賀県立特別支援学校教科用図書の採択に関する基本方針および実施要項を特別支援学校に通知する。
  - 高等学校用教科書目録（令和3年度使用）、一般図書一覧（令和3年度使用）を特別支援学校長に送付する。教科書編修趣意書については文部科学省ホームページに掲載。



- 2 校長は、令和3年度使用教科用図書の選定に関する委員会を設置する。
- 選定委員会 校長、副校長、教頭のほか、保護者等（学校評議員を含む）から校長が委嘱した者、および教諭、主幹教諭から校長が任命した者で構成する。
  - 調査員会 高等部に設ける。



- 3 校長は、調査員会の報告を受け、選定委員会を開催してその意見を踏まえ、自校の教育課程に最も適切な教科用図書を適正かつ公正に選定し、選定理由を付けて県教育委員会に申請する。



- 4 県教育委員会は、各校長からの申請に基づき採択を行う。

写

資料 2-1

滋教委特支第376号  
令和2年(2020年)5月28日

関係県立特別支援学校長様

県教育委員会教育長 福永忠克  
(公印省略)

令和3年度に使用する特別支援学校高等部教科用図書の  
採択に関する基本方針について(通知)

のことについて、別添のとおり通知します。

については、教科用図書の適正かつ公正で開かれた選定を実施願います。

## 滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択に関する基本方針

- 1 校長は、教科用図書の選定に関し、調査員会および選定委員会を設置するものとする。
- 2 校長は、特別支援学校高等部学習指導要領の趣旨および各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、各学校の教育目標、教育課程に対応し、かつ、生徒の実態に応じた最も適切な教科用図書を選定するものとする。
- 3 校長は、教科用図書の選定にあたり専門的かつ十分な調査研究を行うものとする。
- 4 滋賀県教育委員会は、特別支援学校長からの申請に基づき、教科用図書の採択を行うものとする。

写

資料 2-3

滋教委特支第376号  
令和2年(2020年)5月28日

関係県立特別支援学校長様

県教育委員会事務局特別支援教育課長  
(公印省略)

令和3年度に使用する特別支援学校高等部教科用図書の  
採択に関する実施要項等について(送付)

のことについて、別添のとおり送付します。  
については、採択に関する基本方針を踏まえた適切な対応を願います。

記

- 1 滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択に関する実施要項
  - 2 特別支援学校高等部教科用図書調査研究における観点
  - 3 滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択の手続き
  - 4 滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択の仕組み
- ※ なお、具体的な申請様式等は別途送付します。

## 滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択に関する実施要項

滋賀県立特別支援学校高等部教科用図書の採択に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、適正かつ公正な採択を行うために必要な事項を定める。

- 1 滋賀県教育委員会は、あらかじめ基本方針および実施要項を特別支援学校長（以下「校長」という。）に通知するものとする。
- 2 調査員会は、高等部について校長の指名する者をもって構成するものとし、当該教科用図書（以下「教科書」という。）について別表記載の観点に留意して調査研究し、その結果を校長に報告するものとする。
- 3 選定委員会は、校長、副校長、教頭のほか、保護者等（学校評議員を含む）から校長が委嘱した者、および教諭、主幹教諭から校長が任命した者で構成し、教科書の選定について検討するものとする。
- 4 校長は、調査員会の報告を受け、選定委員会を開催しその意見を踏まえ、各学校の教育課程に最も適切な教科書を適正かつ公正に選定し、選定理由を付けて滋賀県教育委員会に申請するものとする。
- 5 滋賀県教育委員会は、校長の行う選定について、指導、支援を行うものとし、必要に応じ、報告を求めることができるものとする。
- 6 滋賀県教育委員会は、校長からの教科書に係る申請を受け、基本方針に基づき採択を行うものとする。
- 7 教科書選定にあたっては、次の点に留意する。
  - (1)特別支援学校用文部科学省著作教科書（視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用）は、それぞれ生徒の能力や特性に適合するよう編成されているので重視すること。
  - (2)高等学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書を選定する場合は、特別支援学校の生徒に適合しがたい面もあることから、学習内容の精選、学習方法の改善、教材教具の開発や指導を工夫することによって、適合しがたい面を補う必要がある。したがって、選定にあたっては、生徒の興味や関心を喚起し、かつ基礎的・基本的な事項が豊富に含まれ、表現、表記も簡明で理解しやすい内容を多く含んだものにすること。
  - (3)一般図書を選定する場合は、生徒の能力や特性に適合し、かつ理解しやすい内容を多く含んだものにすること。
  - (4)校長は、選定した教科書については、採択後に特別な理由がない限り、選定の取消しおよび変更を行うことができないものであること。

県立特別支援学校高等部  
令和3年度使用教科用図書にかかる資料  
(2019年度作成)

県立特別支援学校高等部  
**教科用図書調査研究における  
観点**

滋賀県教育委員会

## 教科書の調査研究における観点について（県立特別支援学校高等部）

本県では、第3期教育振興基本計画（2019年度～2023年度）を策定し、基本目標である、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を受け、滋賀に生きる子どもたちの確かな学力を育むため、新学習指導要領の求める教育の理念に基づき、一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、文章や対話などから「読み解く力」を社会で生きていくために必要な力と位置付け、身に付けた知識・技能を活用して解決する力を育む教育の推進を図るところである。

特別支援教育においては、障害のある生徒一人ひとりが、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参加のために必要な知識、技能、態度や表現力、習慣を養うことを目的として、それぞれの障害の種別や程度に応じた指導を行う必要がある。また同時に、生徒一人ひとりの「学ぶ力」を向上させていくことが大切である。

このため、障害のある生徒が使用する教科書の調査研究にあたり、学習指導要領の各教科・分野の「目標」を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用に特に留意し調査研究をするものとする。

また、生徒が二つ以上の障害を併せ有する場合に加えて留意すべき項目として、それぞれの障害種に応じた基礎的な視点を加味しながら調査研究する。

### ■ 「自立と社会参加のために必要な知識、技能、態度、習慣の育成」にかかる調査研究の観点

- A 日常生活や社会生活に必要な知識、技能や習慣が身に付くよう基礎的・基本的な事項が取り上げられているか
- B 社会生活や職業生活の基礎的な力を身に付けるための言語活動の充実に向けた内容となるよう工夫されているか
- C 生徒の自主的・自発的な学習に結び付くよう工夫されているか
- D 家庭や地域と結びついた学習となるよう工夫されているか
- E 作業的・体験的な活動が十分にできるよう内容が工夫されているか

◇ 観点A：

**日常生活や社会生活に必要な知識、技能や習慣が身に付くよう基礎的・基本的な事項が取り上げられているか**

自立と社会参加をめざし、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導するとともに、あいさつや礼儀作法、また時間を守ることや決まりを守ることなどの日常生活や社会生活に密接に関係した指導は大変重要である。

こうしたことから、日常生活や社会生活に必要な知識、技能や習慣が身に付くよう、できるだけ基礎的・基本的な事項や事柄が取り上げられている必要がある。

◇ 観点B：

**社会生活や職業生活の基礎的な力を身に付けるための言語活動の充実に向けた内容となるよう工夫されているか**

知識・技能の習得や、これらを活用して課題を解決するために思考し、判断し、表現することはすべて言語を中心に行われることから、言語能力を高めることは、感性や情緒を育て、他者とのコミュニケーション能力や社会性や豊かな心を育むことにつながっていく。

こうしたことから、社会生活や職業生活の基礎的な力を身に付けるためにはその基盤となる言語活動の充実が必要であり、そのための取組や指導に十分な配慮がなされている必要がある。

◇ 観点C：

**生徒の自主的・自発的な学習に結び付くよう工夫されているか**

障害のある生徒、とりわけ知的障害のある生徒の場合、成功経験が少なく主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことがある。このため、日常生活と密接に関連した題材を使用することで生徒に興味・関心を持たせ、また学習の内容が日常生活や将来の自分にどのように生かされたり、つながっていくかを理解させることで、生徒の自主的・自発的な学びへとつなげていくことが大切である。

こうしたことから、生徒にとって日常的でわかりやすく、また取り組みやすい題材により、意欲や関心、自ら学ぶ態度や姿勢を育てる内容となるよう工夫されている必要がある。

◇ 観点D：

**家庭や地域と結びついた学習となるよう工夫されているか**

知的障害のある生徒は、その障害の特性から学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、家庭や地域など実際の生活の場で応用されにくいことが多い。このため、学校と家庭や地域との連携による授業づくりや主体的な学びの充実により、生徒の持つ力が家庭や地域の中で発揮できるよう指導を工夫することが大切である。

こうしたことから、できるかぎり家庭での学習や地域とのつながりを取り上げるなどして、家庭や地域と結びついた学習となるよう工夫されている必要がある。

◇ 観点E：

**作業的・体験的な活動が十分にできるよう内容が工夫されているか**

自立と社会参加に向けては、作業や体験の積み重ねにより生徒に自信をつけさせていくことが重要である。このため、体育的な活動や文化芸術活動を含めたすべての教科において、生徒が自ら課題を設定して、解決にむけて見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を行うことで、生徒が知的好奇心や探究心を育て、主体的に学習に取り組む態度を養えるよう取り組むことが大切である。

こうしたことから、作業的・体験的な活動が十分にできる内容が工夫されている必要がある。

## ■ 生徒が二つ以上の障害を併せ有する場合に留意すべき事項について

以下に示す点を加味して調査研究を行う。

### ◇ 「視覚障害」

視力や視機能障害の状態、また拡大鏡等の使用による認識の程度にあっているか。

- ・行間が広く、文字が大きいか。
- ・色彩が鮮明であるか。
- ・絵が大きく、簡略であるか。

### ◇ 「聴覚障害」

視覚によって得られた内容が、言語発達を促すことにつながる内容であるか。

### ◇ 「肢体不自由および病・虚弱」

- ・肢体不自由の生徒にとって取り扱いやすく、かつ安全で破損しにくい体裁（紙質、判型、装丁）であるか。
- ・肢体不自由児に多く見られる、不随意運動や眼球振とう、また視野狭窄等の視知覚障害のある生徒に対して、「視覚障害」と同様に配慮されているか。

## 県立特別支援学校高等部教科用図書調査研究の観点

「教科書の調査研究における観点」のA～Eの各項目を踏まえたうえで、以下の具体的観点により教科用図書の内容について調査研究すること。

各教科に共通する具体的観点	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学習指導要領に示された各段階の目標や内容に沿っているか。</li><li>○ 生徒の障害の状況や発達段階に即しているか。</li><li>○ 学習が効果的に進められるよう配慮されているか。</li></ul>
内容の選択、構成および扱い	<p>(1) 基礎的・基本的な事項・事柄が取り上げられていること。</p> <p>(2) 日常生活や社会生活に必要な知識・技能・習慣が身に付くよう、また、言語活動が展開されるよう具体的な例が示され、生活の中で活用できる内容が含まれているなど工夫されていること。</p> <p>(3) 生徒が自ら注意を向け興味や関心をもったり、具体的な事物について知り物の特性を理解したり、場面や順序などの様子に気付いたりするなど、自主的・自発的な学習ができるよう内容が工夫されていること。</p> <p>(4) 具体的な生活に関する事柄や、身近な社会や自然等に関する事柄が含まれているなど、児童生徒が、自らの生活体験を生かし、家庭や地域など実際の社会生活の場で活用しやすいよう内容が工夫されていること。</p> <p>(5) 基礎的・基本的な知識および技能と結びつけながら作業的・体験的な活動ができるよう具体的な例が示されるなど内容が工夫されていること。</p>
表現表記等	(1) 生徒にとって理解しやすい文章や挿し絵等であること。

**令和3年度使用滋賀県立特別支援学校高等部  
教科用図書選定委員会の状況**

	選定委員会 開催日	選定委員数		
			内部委員	外部委員
盲学校	6/29	5	3	2
聾話学校	7/2	11	9	2
北大津養護学校	6/19	9	7	2
鳥居本養護学校	6/25	8	6	2
長浜養護学校	6/18	12	10	2
長浜北星高等養護学校	6/15	6	4	2
草津養護学校	6/26	10	8	2
甲南高等養護学校	6/16	5	3	2
野洲養護学校	6/23	10	7	3
三雲養護学校	6/29	12	10	2
新旭養護学校	6/26	7	5	2
八日市養護学校	6/23	9	7	2
愛知高等養護学校	6/26	7	5	2
甲良養護学校	6/29	9	7	2

※[内部委員]…校長、副校長、教頭、教諭等

[外部委員]…学校評議員、保護者等

## 教育課程の区分と対象となる生徒の目安

## 高等部

学校名	課程	目安となる対象
盲学校	課程 1 普通科	準ずる教育課程
	課程1本科保健理療科	準ずる教育課程
	課程 2	発達年齢5歳前後～9歳程度
	課程 3	発達年齢5歳前後まで
	専攻科理療科	(高等学校卒業以上)
	専攻科保健理療科	(高等学校卒業以上)
聾話学校	課程 1 普通科	準ずる教育課程
	課程 1 専門学科	準ずる教育課程
	課程 2	知的障害有
北大津	課程 1	準ずる教育課程
	課程 2	発達年齢5歳半以上
	課程 3	発達年齢2歳半～5歳半
	課程 4	発達年齢2歳半未満
北大津高等	課程 1	軽度の知的障害
鳥居本	課程 1	準ずる教育課程
	課程 2	知的障害有
長浜	課程 1	準ずる教育課程
	課程 2	発達年齢6歳以上
	課程 3	発達年齢4歳～6歳
	課程 4	発達年齢2歳～4歳
	課程 5	発達年齢2歳未満
長浜北星高等	課程 1	軽度の知的障害
草津	課程 1	準ずる教育課程
	課程 2	発達年齢7～9歳以降
	課程 3	発達年齢4歳～7歳前後
	課程 4	発達年齢2歳～4歳前後
	課程 5	発達年齢1歳半～2歳前後
	課程 6	発達年齢1歳半まで
甲南高等	課程 1	軽度の知的障害
野洲	課程 1	準ずる教育課程
	課程 2	発達年齢7歳以上
	課程 3	発達年齢5歳～7歳
	課程 4	発達年齢3歳～4歳
	課程 5	発達年齢3歳未満

学校名	課程	目安となる対象
三雲	課程 1	準ずる教育課程
	課程 2	軽度の知的障害
	課程 3	発達年齢6歳～9歳
	課程 4	発達年齢3歳～6歳
	課程 5	発達年齢3歳未満
新旭	課程 1	準ずる教育課程
	課程 2	発達年齢5歳以上
	課程 3	発達年齢2歳～5歳
	課程 4	発達年齢2歳未満
八日市	課程 1	準ずる教育課程
	課程 2	発達年齢7歳以上
	課程 3	発達年齢4歳～7歳
	課程 4	発達年齢3歳～4歳
	課程 5	発達年齢3歳半未満
愛知高等	課程 1	軽度の知的障害
甲良	課程 1	準ずる教育課程
	課程 2	発達年齢6歳以上
	課程 3	発達年齢4歳～6歳
	課程 4	発達年齢2歳～4歳
	課程 5	発達年齢2歳未満

## 令和3年度使用 滋賀県立特別支援学校高等部 学校別一覧

学校名	課程の区分	検定 教科書	一般図書		合計
			文部科学省 著作本	その他 一般図書	
盲	課程1普通科	24			24
	課程1本科保健理療科	10		34	44
	課程2			22	22
	課程3			12	12
	専攻科理療科			38	38
	専攻科保健理療科			34	34
聾話	合計	34	0	140	174
	課程1普通科	34			34
	課程1専門学科	28			28
	課程2	4		8	12
北大津	合計	66	0	8	74
	課程1	39			39
	課程2			11	11
	課程3			10	10
	課程4			6	6
北大津高等	合計	39	0	27	66
	課程1	2		11	13
鳥居本	合計	2	0	11	13
	課程1	26			26
	課程2	8		12	20
長浜	合計	34	0	12	46
	課程1	36			36
	課程2			11	11
	課程3			7	7
	課程4			5	5
	課程5			3	3
長浜北星高等	合計	36	0	26	62
	課程1	5		13	18
草津	合計	5	0	13	18
	課程1	44			44
	課程2			12	12
	課程3			21	21
	課程4			18	18
	課程5			17	17
	課程6			5	5
甲南高等	合計	44	0	73	117
	課程1	6		15	21
野洲	合計	6	0	15	21
	課程1	22			22
	課程2	1		10	11
	課程3			10	10
	課程4			5	5
	課程5			4	4
三雲	合計	23	0	29	52
	課程1	33			33
	課程2	2		8	10
	課程3			13	13
	課程4			4	4
	課程5			3	3
新旭	合計	35	0	28	63
	課程1	30			30
	課程2	2		8	10
	課程3			5	5
	課程4			4	4
八日市	合計	32	0	17	49
	課程1	39			39
	課程2			11	11
	課程3			10	10
	課程4			5	5
愛知高等	課程5			5	5
	合計	39	0	31	70
甲良	課程1	11		13	24
	合計	11	0	13	24
総合計	課程1	30			30
	課程2			15	15
	課程3			9	9
	課程4			9	9
	課程5			2	2
合計	合計	30	0	35	65
	総合計	436	0	478	914

※課程については生徒の発達に応じて区分している